（登録）

第十六条　第十四条第一項の登録（以下単に「登録」という。）は、認証の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　（略）

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　個人であるときは、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ　（略）

二　法人であるときは、次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

三　（略）

四　登録申請者の行う認証が第十八条第一項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類

五　（略）

（欠格条項）

第十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　（略）

二　第二十七条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　（略）

（登録要件等）

第十八条　国土交通大臣は、第十六条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る工場の製造工程管理の状況を把握するための調査を行うものであること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号イにおいて同じ。）において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者

ロ～ニ　（略）

二　（略）

2　（略）

（登録の更新）

第十九条　（略）

（認証事務の実施に係る義務）

第二十条　登録認証機関は、公正に、かつ、第十八条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

一　（略）

二　認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準（次号及び第二十二条において「認証基準」という。）を定めること。

三～五　（略）

（登録）

第八条　第六条第一項の登録（以下単に「登録」という。）は、認証の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　（略）

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ　（略）

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ～ハ　（略）

三　（略）

四　登録申請者の行う認証が第十条第一項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類

五　（略）

（欠格条項）

第九条　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　（略）

二　第十九条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　（略）

（登録要件等）

第十条　国土交通大臣は、第八条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る工場の製造工程管理の状況を把握するための調査を行うものであること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者

ロ～ニ　（略）

二　（略）

2　（略）

（登録の更新）

第十一条　（略）

（認証事務の実施に係る義務）

第十二条　登録認証機関は、公正に、かつ、第十条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

一　（略）

二　認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準（以下「認証基準」という。）を定めること。

三～五　（略）